

## スターファーム保育園での薬の取り扱いについて

- ・本来、保護者以外の者がお子様に対しての与薬は医療行為にあたるため、園で行うことはできません。病院で処方を受ける際、できるだけ朝夕 2 回の服用ですむよう医師にご相談ください。
- ・やむ終えない理由で与薬が必要な場合は、保護者の依頼を受け保護者に代わって与薬します。この場合は、万全を期するために「与薬依頼書」にご記入をお願いいたします。なお、与薬の責任は保護者といたします。
- ・連続して与薬しなければならない場合は、「与薬依頼書」に必要事項を記入、記名捺印したものを提出いただきます。「与薬依頼書」は、1 枚で 8 日分使用できますのでご利用ください。
- ・「与薬依頼書」は家庭でコピーしてお使いください。
- ・薬は必ず朝の登園後、保育士と一緒に中身の確認をしますので手渡ししてください。れんらくノートにはさんであった、カバンの中に入っていたなどに関しても、与薬はできません。
- ・薬は「名まえの書いてある透明のビニール袋」に「与薬依頼書」を半分に折って入れていただき、薬の袋や容器すべてに必ず、黒の油性マジックで「お子様の名まえ、与薬希望時間」を記入してください。
- ・「くすりの説明書」と「与薬依頼書」がない場合は、与薬はできません。
- ・「与薬依頼書の記入欄」はすべて記入してください。薬名がない、いつ飲むのか記入がないなど記入漏れがある場合は、お預かりも、与薬もできません。
- ・症状に応じて服用する「とん服薬（解熱剤、坐薬）など服用に判断を必要とする薬剤」については、園として原則的にお受けできません。ただし、「かかりつけ医の指示書」の下、何らかのアレルギー症状が出たときに必要であると判断されているエピペンのお預かりについてはご相談いただいております。
- ・薬は、お子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。市販の薬など保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ・以下のものに関しては「医師による指示書と与薬依頼書」をご提出の上、保育士に手渡ししてください…日焼け止め、虫さされ薬、保湿のためのワセリンなど。

### 内服薬

- ・与薬には次の①～③が必要です。
  - ①医師による処方箋により、薬剤師が出した「くすりの説明書」
  - ②「与薬依頼書（内服薬記入欄）」に内容を記入し、記名・捺印したもの
  - ③1 回分の飲み薬。液体の薬も 1 回分だけを名まえのある「フタ付き容器」に入れてあるもの
- ・保管の仕方（冷蔵か、常温か）や飲ませ方（混ぜてはいけないなど）の注意は「与薬依頼書」のその他注意事項の欄に記入してください。

### 外用薬

- ・点眼薬、点鼻薬、うがい薬、塗り薬、トローチなども「くすりの説明書」と「与薬依頼書」が必要です。「与薬依頼書」の外服薬記入欄に記入の上、薬と一緒に保育士に手渡ししてください。
- ・薬の容器にも必ず、お子様の名まえを記入してください。

ご理解とご協力をお願いいたします。